

# 選定療養費の改定について

令和4年度の診療報酬改定により、令和4年10月1日から選定療養費の金額が変わります。この料金は国の政策として、令和2年4月より保険医療機関相互の機能分担及び業務の連携を進める観点から、地域医療支援病院（200床以上）において診療費とは別に初診時、再診時の選定療養費の定額徴収が義務づけられています。

このためJCHO群馬中央病院では、下記の初診時、再診時に選定療養費の改定をいたしました。ご理解の程、よろしくお願いいたします。

## 《初診時選定療養費》

- ・他医療機関からの紹介状がなく、直接受診をした場合
- ・以前に受診されたことがある方で、以前の疾病が治癒している場合
- ・同じ病気でも前回から期間が空いて、医師が医学的に初診と判断した場合
- ・ご自身の判断で治療を中止し、改めて受診された場合

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から
医科 5,500円（税込）	➔	7,700円（税込）
歯科 3,300円（税込）	➔	5,500円（税込）

## 《再診時選定療養費》

- ・当院より、他医療機関に文書により紹介となった方が、ご自身の判断で紹介状を持参せず  
に引き続き当院の受診を希望され、紹介状がない場合（受診の都度）

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から
医科 2,750円（税込）	➔	3,300円（税込） ※受診の都度
歯科 1,650円（税込）	➔	2,090円（税込） ※受診の都度

## ※算定の対象とならない方※

- ・他医療機関からの紹介状を持参された方
- ・救急車で搬送された方
- ・生活保護、特定疾患等、公費負担医療制度が適用となる方  
（県福祉医療制度の“こども”は除く）
- ・労災、交通事故、予防接種の方